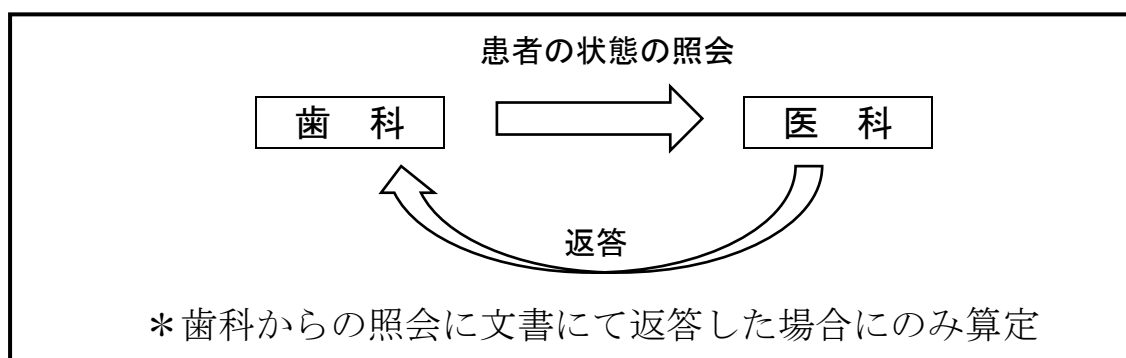


# 診療情報連携共有料について

※歯科から患者の全身状態についての問い合わせがあった時、文書にて返答を行うと120点算定することが出来るようになりました。

『診療情報連携共有料（B010-2）』とは…

- (1) 診療情報連携共有料は、歯科診療を担う別の保険医療機関との間で情報共有することにより、質の高い診療が効率的に行われることを評価するものであり、歯科診療を担う別の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、当該患者に関する検査結果、投薬内容等の診療情報を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに3月に1回に限り算定する。
- (2) 診療情報を提供するにあたっては、次の事項を記載した文書を作成し、患者、又は提供する保険医療機関に交付する。また、交付した文書の写しを診療録に添付すること。
  - ア 患者の氏名、生年月日、連絡先
  - イ 診療情報の提供先保険医療機関名
  - ウ 提供する診療情報の内容（検査結果、投薬内容等）
  - エ 診療情報を提供する保険医療機関名及び担当医師名
- (3) 診療情報連携共有料を算定するに当たっては、歯科診療を担う別の保険医療機関と連携を図り、必要に応じて問い合わせに対応できる体制（窓口の設置など）を確保していること。
- (4) 同一の患者について、同一の保険医療機関に対して紹介を行い区分番号「B009」診療情報提供料(I)を算定した月においては、診療情報連携共有料は別に算定できない。



診療情報連携共有料は**照会**（歯科への返答）      120 点

診療情報提供料（I）は**紹介**（患者の治療の依頼） 250 点

※医科から歯科へ返答する際の様式と記載例を作成いたしましたので添付致します。

なお、様式のデータは高知県歯科医師会、高知市歯科医師会の各ホームページにアップする予定ですので、是非ご活用ください。